社会福祉法人庄内厚生館　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)　第一種社会福祉事業

イ　児童養護施設の経営

ロ　障害児入所施設の経営

ハ　障害者支援施設の経営

(2)　第二種社会福祉事業

イ　保育所の経営

ロ　放課後児童健全育成事業の経営

ハ　障害福祉サービス事業の経営

ニ　老人デイサービスセンターの経営

ホ　相談支援事業の経営

ヘ　障害児相談支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人庄内厚生館という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事業所の所在地）
第４条　この法人の事務所を大分県由布市庄内町西長宝１４３３番地１に置く。

第２章評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第８条　評議員に対して、各年度の総額が４０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

第１０条　評議員会は、次に掲げる事項を決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として、毎会計年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（召集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした

ときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

(1)　理事　６名

(2)　監事　２名

２　理事のうち１名は、理事長となる。

３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とすることができる。

４　常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第２４条　理事会は次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（召集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)　大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番地 6、1859 番地 13 所在の鉄筋コンクリート造スレートぶき２階建　生活ホーム　１棟（319.39 平方メートル）

(2)　大分県由布市庄内町西長宝字下久保 1782 番地、1782 番地先所在のコンクリートブロック・鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板葺平家建　山家学園　児童棟(園舎)　１棟（156.36 平方メートル）

(3)　大分県由布市庄内町西長宝字下久保 1783 番地１所在のコンクリートブロック造スレート葺２階建　山家学園　児童棟(園舎)　１棟（575.77 平方メートル）

(4)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番地２所在の鉄筋コンクリート造スレート葺２階建　木埋学園　居住棟(園舎)　１棟（581.50 平方メートル）

(5)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1426 番地２所在の鉄筋コンクリート造スレート葺２階建　木埋学園・久保更生園　管理棟　１棟（647.40 平方メートル）

(6)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1433 番地 1、1435 番地１所在の

イ　鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建　木埋学園　児童棟(園舎)　１棟（395.36 平方メートル）

ロ　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　木埋学園　ボイラー室　１棟（9.00 平方メートル）

ハ　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　緑の家　車庫　1棟（68.11平方メートル）

(7)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1426番地1、1421番地、1425番地、1426番地2、1433番地1所在の

イ　鉄筋コンクリート造スレート葺2階建　久保更生園　園舎　1棟（1072.62平方メートル）

ロ　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　久保更生園　浴室　1棟（63.58平方メートル）

ハ　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　久保更生園　機械室　1棟（65.00平方メートル）

ニ　鉄筋コンクリート造スレート葺平家建　久保更生園　洗濯室　1棟（36.00平方メートル）

(8)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1445番地所在の鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき3階建　緑の家　園舎　1棟（1085.93平方メートル）

(9)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1445番地所在の鉄筋コンクリート造コンクリート屋根3階建　緑の家　園舎　1棟（693.03平方メートル）

(10)　大分県由布市庄内町東長宝字原132番地1、132番地12所在の緑の家日中活動事業所1棟（468.00平方メートル）

(11)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1417番地、1406番地所在の

イ　鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建　希望の家　作業所　1棟（158.00 平方メートル）

ロ　木造スレート葺2階建　希望の家　作業所　1棟（64.00平方メートル）

ハ　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　倉庫　1棟（45.15平方メートル）

(12)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1437番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　希望の家　作業所　1棟(224.80平方メートル)

(13)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1445番地所在の

イ　鉄骨造鋼板葺・陸屋根平家建　緑の家　作業棟　1棟(156.19平方メートル)

(14)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1415番地所在の

イ　鉄骨造スレート葺平家建　緑の家　倉庫　1棟（138.00平方メートル）

ロ　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建　緑の家　作業所　1棟(98.20平方メートル)

(15)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1418番地所在の

イ　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　第2みどり荘　1棟（76.52平方メートル）

ロ　鉄骨造鋼板葺平家建　地域交流ホーム　1棟（511.08平方メートル）

(16)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1430番地1所在の

イ　軽量鉄骨造鋼板葺2階建　木埋学園　作業訓練棟　1棟(97.18平方メートル)

ロ　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　木埋学園・久保更生園　車庫　1棟（97.20平方メートル）

(17)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1423番地、1425番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき高床式2階建　総合支援ホール　障害児入所施設　1棟(535.79平方メートル)

(18)　大分県由布市庄内町西長宝字周谷806番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホームみどり荘　1棟（102.88平方メートル）

(19)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル596番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　あなみ保育園　園舎　1棟（699.89平方メートル）

(20)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル598番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建　あなみ保育園　倉庫・便所　1棟(34.38平方メートル)

(21)　大分県由布市庄内町西長宝字古原1352番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホームあじさい　1棟（189.22平方メートル）

(22)　大分県由布市庄内町西長宝字古原1351番地、1352番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホーム第2あじさい　1棟（167.27平方メートル）

(23)　大分県由布市庄内町西長宝字深ケ1852番地7、1852番地8、1852番地7先所在の鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建　グループホームこすもす　1棟(204.47平方メートル)

(24)　大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原1859番地12、1859番地4所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建　グループホームさくら　1棟（102.88平方メートル）

(25)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル613番1、596番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建デイサービスセンター長宝　1棟(816.13平方メートル)

(26)　大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原1859番6所在の生活ホーム　敷地　1筆(669.03平方メートル)

(27)　大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原1859番13所在の生活ホーム　敷地　1筆(132.34平方メートル)

(28)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1433番1所在の木埋学園　敷地　1筆(1511.34平方メートル)

(29)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1434番所在の木埋学園　敷地　1筆(91.56平方メートル)

(30)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1435番1所在の木埋学園　敷地　1筆(2274.29平方メートル)

(31)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1436番所在の木埋学園　敷地　1筆（263.35平方メートル）

(32)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1437番所在の木埋学園　敷地　1筆（532.31平方メートル）

(33)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1414番所在の緑の家　敷地　1筆（37.91平方メートル）

(34)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1415 番所在の緑の家　敷地　1筆（4216.02 平方メートル）
(35)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1418 番所在の緑の家　敷地　1筆（2813.00 平方メートル）
(36)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1422 番所在の緑の家　敷地　1筆（323.46 平方メートル）
(37)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1423 番所在の緑の家　敷地　1筆（599.20 平方メートル）
(38)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1424 番所在の緑の家　敷地　1筆（87.11 平方メートル）
(39)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1438 番所在の緑の家　敷地　1筆（107.66 平方メートル）
(40)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1439 番所在の緑の家　敷地　1筆（104.68 平方メートル）
(41)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1440 番所在の緑の家　敷地　1筆（113.47 平方メートル）
(42)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1444 番所在の緑の家　敷地　1筆（193.20 平方メートル）
(43)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1445 番所在の緑の家　敷地　1筆（3918.91 平方メートル）
(44)　大分県由布市庄内町東長宝字原 86 番 5 所在の緑の家　敷地　1筆（87.36 平方メートル）
(45)　大分県由布市庄内町東長宝字原 87 番地 1 所在の緑の家　敷地　1筆（1333.00 平方メートル）
(46)　大分県由布市庄内町東長宝字原 90 番所在の緑の家　敷地　1筆（14.00 平方メートル）
(47)　大分県由布市庄内町東長宝字原 97 番 11 所在の緑の家　敷地　1筆（306.27 平方メートル）
(48)　大分県由布市庄内町東長宝字原 97 番 12 所在の緑の家　敷地　1筆（855.00 平方メートル）
(49)　大分県由布市庄内町東長宝字原 132 番 1 所在の緑の家　敷地　1筆（1146.83 平方メートル）
(50)　大分県由布市庄内町東長宝字原 132 番 12 所在の緑の家　敷地　1筆（330.17 平方メートル）
(51)　大分県由布市庄内町東長宝字原 133 番 1 所在の緑の家　敷地　1筆（159.89 平方メートル）

(52)　大分県由布市庄内町東長宝字原134番1所在の緑の家　敷地　1筆（91.01平方メートル）

(53)　大分県由布市庄内町東長宝字原134番2所在の緑の家　敷地　1筆（13.35平方メートル）

(54)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1419番地所在の久保更生園　敷地　1筆（1224.00平方メートル）

(55)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1421番所在の久保更生園　敷地　1筆（499.66平方メートル）

(56)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1425番所在の久保更生園　敷地　1筆（478.20平方メートル）

(57)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1426番1所在の久保更生園　敷地　1筆（1610.69平方メートル）

(58)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1426番2所在の久保更生園　敷地　1筆（1710.82平方メートル）

(59)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1430番1所在の久保更生園　敷地　1筆（1306.17平方メートル）

(60)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1428番2所在の山林　1筆（188.00平方メートル）

(61)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1416番所在の山林　1筆（1820.00平方メートル）

(62)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1412番所在の山林　1筆（309.00平方メートル）

(63)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面1417番所在の山林　1筆（1055.00平方メートル）

(64)　大分県由布市庄内町東長宝字イノ原1495番所在の山林　1筆（681.00平方メートル）

(65)　大分県由布市庄内町東長宝字イノ原1505番所在の山林　1筆（1875.00平方メートル）

(66)　大分県由布市庄内町東長宝字イノ原1511番42所在の原野　1筆（1342.00平方メートル）

(67)　大分県由布市挾間町時松字地蔵迫711番9所在の農地　1筆（1603.00平方メートル）

(68)　大分県由布市挾間町時松字地蔵迫711番10所在の農地　1筆（1519.00平方メートル）

(69)　大分県由布市挾間町時松字地蔵迫711番14所在の農地　1筆（1528.00平方メートル）

(70)　大分県由布市挾間町時松字地蔵迫 711 番 15 所在の農地　1筆（1959.00 平方メートル）

(71)　大分県由布市挾間町時松字地蔵迫 711 番 16 所在の農地　1筆（2748.00 平方メートル）

(72)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1406 番所在の山林　1筆（2135.00 平方メートル）

(73)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1409 番所在の山林　1筆（1256.00 平方メートル）

(74)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1410 番所在の山林　1筆（533.00 平方メートル）

(75)　大分県由布市庄内町西長宝字古原 1351 番所在のグループホームあじさい敷地　1筆（383.00 平方メートル）

(76)　大分県由布市庄内町西長宝字古原 1352 番所在のグループホームあじさい敷地　1筆（3005.00 平方メートル）

(77)　大分県由布市庄内町西長宝字堂面 1411 番所在の山林　1筆（2246.00 平方メートル）

(78)　大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番 4 所在の生活ホーム　敷地　1筆（125.56 平方メートル）

(79)　大分県由布市庄内町西長宝字臼杵原 1859 番 12 所在の生活ホーム　敷地　1筆（350.89 平方メートル）

(80)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 596 番 1 所在のあなみ保育園　敷地　1筆（1684.26 平方メートル）

(81)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 613 番 1 所在のデイサービスセンター長宝敷地　1筆（1880.42 平方メートル）

(82)　大分県由布市庄内町西長宝字周谷 806 番 2 所在のグループホームみどり荘敷地　1筆（981.00 平方メートル）

(83)　大分県由布市庄内町西長宝字深ケ 1852 番 7 所在のグループホームこすもす敷地　1筆（113.46 平方メートル）

(84)　大分県由布市庄内町西長宝字深ケ 1852 番 8 所在のグループホームこすもす敷地　1筆（15.14 平方メートル）

(85)　大分県由布市庄内町大龍字原浦所在の農地　3筆
2232 番 2（41.00 平方メートル）、2233 番 1（1172.00 平方メートル）、2234 番（3978.00 平方メートル）

(86)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 597 番地 1 所在のあなみ保育園　敷地 1筆(601.00 平方メートル)

(87)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル 598 番地 1 所在のあなみ保育園　敷地

1筆(1497.00平方メートル)

(88)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル599番1所在の農地　1筆（1177.00平方メートル)

(89)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル601番所在の農地　1筆（1876.00平方メートル)

(90)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル604番所在の農地　1筆（968.00平方メートル)

(91)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル605番所在の農地　1筆（1344.00平方メートル)

(92)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル606番所在の農地　1筆（1463.00平方メートル)

(93)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル607番所在の農地　1筆（864.00平方メートル)

(94)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル608番所在の農地　1筆（1216.00平方メートル)

(95)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル610番所在の農地　1筆（691.00平方メートル)

(96)　大分県由布市庄内町東長宝字榎ツル629番所在の農地　1筆（709.00平方メートル)

3　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4　公益事業用財産は、第３６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、由布市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、由布市長の承認は必要としない。

(1)　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2)　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）
第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1)　居宅介護支援事業
(2)　地域支援事業
(3)　有料老人ホームの経営
(4)　生活支援宿泊所の運営
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）
第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第９章　定款の変更

（定款の変更）
第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、由布市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を由布市長に届け出なければならない。

第１０章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人庄内厚生館の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　大分県大分郡庄内町大字西長宝８４５番地の１
伊　藤　慈　海

理　事　　大分県大分郡庄内町大字西長宝１番地
小　野　喜三郎

理　事　　大分県大分郡庄内町大字東長宝４６３番地
大　津　一　平

理　事　　大分県大分郡庄内町大字西長宝７９７番地の１
小　野　隆九郎

設立認可年月日　　昭和２８年３月２７日

附　則

この定款は、昭和２８年３月２７日より施行する。

附　則

この定款は、昭和４０年８月１７日より施行する。

附　則

この定款は、昭和４５年５月４日より施行する。

附　則

この定款は、昭和５２年１０月４日より施行する。

附　則

この定款は、昭和５５年３月３１日より施行する。

附　則

この定款は、昭和６０年８月１４日より施行する。

附　則
この定款は、昭和６０年8月２３日より施行する。
附　則
この定款は、昭和６１年1月２５日より施行する。
附　則
この定款は、昭和６２年１０月１５日より施行する。
附　則
この定款は、昭和６３年9月２日より施行する。
附　則
この定款は、平成2年1月３１日より施行する。
附　則
この定款は、平成2年6月３０日より施行する。
附　則
この定款は、平成3年１０月２日より施行する。
附　則
この定款は、平成7年4月１９日より施行する。
附　則
この定款は、平成9年4月１４日より施行する。
附　則
この定款は、平成１０年2月５日より施行する。
附　則
この定款は、平成１０年3月２５日より施行する。

附　則
この定款は、平成１２年2月２３日より施行する。
附　則
この定款は、平成１２年5月２日より施行する。
附　則
この定款は、平成１３年4月２０日より施行する。
附　則
この定款は、平成１５年１０月３１日より施行する。
附　則
この定款は、平成１６年6月１８日より施行する。
附　則
この定款は、平成１７年3月２９日より施行する。
附　則

この定款は、平成１７年８月１２日より施行する。

附　則

この定款は、平成１８年１月５日より施行する。

附　則

この定款は、平成１８年８月７日より施行する。

附　則

この定款は、平成１８年１２月４日より施行する。

附　則

この定款は、平成１９年１月２９日より施行する。

附　則

この定款は、平成１９年７月１２日より施行する。

附　則

この定款は、平成２０年１月１７日より施行する。

附　則

この定款は、平成２０年８月２７日より施行する。

附　則

この定款は、平成２１年５月２６日より施行する。

附　則

この定款は、平成２２年８月３０日より施行する。

附　則

この定款は、平成２３年５月２３日より施行する。

附　則

この定款は、平成２４年４月１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２４年１０月１９日より施行する。

附　則

この定款は、平成２５年４月１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２５年４月２６日より施行する。

附　則

この定款は、平成２５年７月２６日より施行する。

附　則

この定款は、平成２６年３月２０日より施行する。

附　則

この定款は、平成２６年１２月１９日より施行する。

附　則

この定款は、平成２７年１月２１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２７年７月１７日より施行する。

附　則

この定款は、平成２７年１０月１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２８年１月４日より施行する。

附　則

この定款は、平成２８年６月２１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２９年４月１日より施行する。

附　則

この定款は、平成２９年６月９日より施行する。

附　則

この定款は、平成３０年１月４日より施行する。

附　則

この定款は、平成３１年１月１０日より施行する。

附　則

この定款は、令和元年５月８日より施行する。

附　則

この定款は、令和２年４月６日より施行する。

附　則

この定款は、令和２年６月２５日より施行する。

附　則

この定款は、令和２年１２月２８日より施行する。

附　則

この定款は、令和３年６月２８日より施行する。

附　則

この定款は、令和３年１２月１０日より施行する。

附　則

この定款は、令和４年４月１１日より施行する。

附　則

この定款は、令和４年７月１４日より施行する。